

令和7年 第10回農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月27日(月) 9時30分～10時30分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
会 長 1番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委 員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 池田 新吾
6番 藤本 寿弘 7番 兒玉 道治 8番 川崎 正義 9番 井野内 由美子
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員委員 (0人)
6. 出席最適化 (5人)
推進委員 白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 金丸 基治 幸森 秀樹
7. 議事日程 報告第24号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)の件について
報告第25号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
議案第20号 農用地利用集積等促進計画(賃借権設定)について
議案第21号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)について
議案第22号 農地の所有権移転申請の件について
議案第23号 農地の所有権移転及び転用申請の件について
8. 議事の概要
開会 議長 それでは、開会いたします。
今日の出席委員は10名で議事録署名委員は6番委員と7番委員です。よろしくお願い致します。『報告第24号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長 報告第24号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)の件についてです。議案書の2頁をご覧ください。農地法第3条の届出を受理したことを報告します。申請1件の1筆です。申請番号1、場所は、大字門川尾末字小野田の1筆で、両地目は田で、面積は689㎡です。相続による所有権移転です。議案書の3頁に地図を掲載しております。国道10号線沿いのコスモス薬品がある交差点を西に曲がり、国道388号線の踏切を渡りすぐ右手に、申請農地があります。以上、報告になります。
議長 事務局の説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいてください。次に、『報告第25号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』です。事務局の説明をお願いします。
事務局長 報告第25号 農地の所有権移転及び転用届出の件についてです。議案書の4頁をご覧ください。農地法第5条の届出を受理したことを報告します。申請1件の1筆です。申請番号1、

事務局長	場所は庵川西1丁目の1筆で、両地目は畑で、面積は132㎡です。転用事由は駐車場で、有償の所有権移転です。議案書の5頁に地図を掲載しております。丸バエ川を渡り、真っすぐ行くとよしやさんがありますが、そこの交差点を北側に入ったところに申請番号1の農地があります。以上、報告になります。
議長	事務局の説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいてください。次に、『議案第20号 農用地利用集積等促進計画(賃借権設定)について』です。ここで2番委員、8番委員は退出します。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第20号 農用地利用集積等促進計画(賃借権設定)についてです。議案書の6頁～24頁になりますが、件数が多い為別紙にて説明致します。申請件数10件の144筆です。申請番号1は新規の賃借権設定になりますが、申請番号2～10は、10年前に許可を得ていた、庵川東地区農用地利用集積等促進計画の更新になります。申請番号1、場所は大字加草字楠本他4筆の合計5筆、両地目とも田で、面積は合計で4,041㎡です。議案書の24頁に地図を掲載しております。中村集落手前の鳴子川沿いの農業用農地内に申請番号1の農地があります。申請番号2、場所は大字庵川字内ノ田他24筆の合計25筆、合計面積は24,526㎡です。別紙の地図の白枠が申請農地になります。申請番号3、場所は大字庵川字牛綱他51筆の合計52筆です。合計面積は51,993㎡です。黄色枠が申請農地になります。申請番号4、場所は大字庵川字塩屋崎他4筆の合計5筆、合計面積は8,835㎡です。オレンジ枠が申請農地になります。申請番号5、場所は大字庵川字六反田他2筆の合計3筆、合計面積は2,285㎡です。水色枠が申請農地になります。申請番号6、場所は大字庵川字六反田他4筆の合計5筆で、合計面積は6,092㎡です。黄緑枠が申請農地になります。申請番号7、場所は大字庵川字六反田他14筆の合計15筆、合計面積は21,701㎡です。青枠が申請農地になります。申請番号8、場所は大字庵川字摺木他29筆の合計30筆です。合計面積は29,394㎡です。ピンク枠が申請農地になります。申請番号9、場所は大字庵川字牛綱他1筆の合計2筆、合計面積は3,023㎡です。緑枠が申請農地になります。申請番号10、場所は大字庵川字折木他1筆の合計2筆、合計面積は2,018㎡です。紺色枠が申請農地になります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
染田推進委員	推進委員の染田です。10月17日、岡田係長案内の元、川崎委員、津島委員、私の4名にて現地確認を行いました。申請番号1、場所は、加草線中村道近く、ビニールハウス団地内にあります。現況は、ハウス内でトマト栽培をしています。今回契約満了となり、貸渡人より、中間管理機構を入れての賃借権設定が提案され、借受人との間で話し合いが進められ、最終的に新たな賃貸借権設定の申請に至りました。以上、ご審議の程よろしく願います。
金丸推進委員	推進委員の金丸です。10月20日、岡田係長案内の元、藤本委員、安田委員、私の4名にて申請番号2～10の現地確認を行いました。10年前に農地中間管理機構を介しての賃貸契約で、10年契約になっています。申請番号2につきましては、借主はハウスと水稻をされています。場所は点々としています。申請番号3、場所は広範囲にあり、ハウス団地の用地であり、水稻も盛んにされています。申請番号4、ハウス用地であります。申請番号5、ハウス用地であります。申請番号6、ハウス2か所の確認をしています。申請番号7、2か所のハウスと水田を確認しています。申請番号8、ほとんどが水稻栽培であり稲刈り後の水田を確認しています。申請番号9、ハウス用地であります。申請番号10、水田と牧草用地として使用

金丸推進委員	するのではないかと思います。以上、ご審議の程よろしく願います。
議長	推進委員のご意見を伺いました。ご意見はございませんか。
米良委員	申請番号４・５は、５年間の契約ではないですか。
事務局	申請番号４・５は、５年間の契約になっております。
議長	他にご意見はございませんか。
藤本委員	１０年契約ということで、高齢化が進むためこれから先はどのように考えていますか。
事務局	中間管理機構の手引きに沿って、手続き方法が示されているのでマニュアルに従って書類などの手続きをしていくことになります。
議長	他にご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、『議案第２１号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)について』です。ここで２番委員、８番委員が入室します。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第２１号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)についてです。議案書の２５頁をご覧ください。次のとおり、促進等計画案について審議を求めます。申請件数１件の１筆です。場所は、大字門川尾末字軍野の１筆で、両地目とも田で面積は１，０２４㎡で有償による所有権移転です。２６頁に地図を掲載しております。城屋敷地区のガラスハウス団地内に申請農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
白木推進委員	推進委員の白木です。１０月２３日、岡田係長案内の元、兒玉委員、米良委員、金丸委員、松本推進委員、私の６名にて現地確認を行いました。ガラスの温室ハウスでハウス内では野菜が栽培されています。有償での所有権移転ですが、宮崎県農業振興公社を経由しているため、問題ないと思います。以上、ご審議の程よろしく願います。
議長	推進委員のご意見を伺いました。ご意見はございませんか。特にないようです。賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、『議案第２２号 農地の所有権移転申請の件について』です。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第２２号 農地の所有権移転申請の件についてです。議案書の２２頁をご覧ください。次のとおり、農地法第３条の許可申請があったので審議を求めます。申請件数１件の１筆です。場所は、大字加草字迫ノ前の１筆で、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地です。面積は、１５３㎡です。無償による所有権移転です。２８頁に地図を掲載しています。加草地区の旧道の丸山川沿いの西側に申請農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
染田推進委員	推進委員の染田です。１０月１７日、岡田係長案内の元、川崎委員、津島委員、私の４名で

染田推進委員	現地確認を行いました。場所は、加草のグリヤードを過ぎて農道に入ったすぐの所で、現況は保全されているが長期にわたり耕作をされていません。譲渡人が高齢の為、将来に向けての維持管理が難しいとのことで近くで農業を営む譲受人との間で話し合いが進み、地目そのままでの所有権移転の申請に至っております。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	推進委員のご意見を伺いました。ご意見はございませんか。特にないようです。賛成の方挙手願います。全員賛成です。次に、『議案第23号 農地の所有権移転及び転用申請の件について』です。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第23号 農地の所有権移転及び転用申請の件についてです。議案書の29頁をご覧ください。次のとおり、農地法第5条の許可申請があったので審議を求めます。申請件数1件の1筆です。場所は、大字門川尾末字城屋敷の1筆で、両地目とも田、面積は282㎡です。一般住宅を目的とした、無償による所有権移転及び転用です。30頁に地図を掲載しています。城屋敷地区の国道388号線沿いの白木モーターズから西側、米良総合保険の西側に申請農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
白木推進委員	推進委員の白木です。10月23日、岡田係長案内の元、兒玉委員、米良委員、金丸委員、松本推進委員、私の6名で現地調査を行いました。身内同士の所有権移転申請です。問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	推進委員の説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。賛成の方挙手願います。全員賛成です。これで、令和7年第10回農業委員会定例総会を閉会します。

令和7年10月27日

議事録署名人

6番委員

藤 平 新 弘

7番委員

興 玉 道 弘